

廃棄物処理と地域循環共生圏ローカル SDGs

について学びました

～第2回エコ・カレッジ～

8月25日にホテルレイクビュー水戸で、「廃棄物処理と地域循環共生圏ローカル SDGs」と題して、第2回エコ・カレッジ（職域コース）を開催しました。午前の部では「廃棄物処理法概論」の講義、午後の部では「地域循環共生圏ローカル SDGs を目指す取り組み」をメインテーマとして、取り組み事例を紹介していただきました。

1 廃棄物処理法概論

株式会社日立製作所 日立事業所 エネルギー環境管理センター長 鈴木良治氏

「廃棄物処理法概論」と題し、最初に不法投棄の実情、廃棄物の分類及び処理方法、廃棄物全般にかかわる説明がありました。不法投棄の実態に関するデータによると、平成14年から不法投棄件数は年々減少傾向にあること、そして発覚した不法投棄の内建築系の廃棄物が70%を占めることをご説明いただきました。次に、不法投棄は組織的犯罪であり、廃棄物処理法について知識がないと、巻き込まれてしまうことをご説明いただきました。

廃棄物とは、自ら利用することができず、さらに他人に有償で売却することができなくなった不要物のことだそうです。売却価格が運搬価格よりも高くなる場合は有価物、商品として扱われます。

『いらない、売れない』ものが廃棄物に分類され、さらに廃棄物は大きく生活系廃棄物と事業系廃棄物に分けられます。この事業系廃棄物の中にある産業廃棄物を分類することが、廃棄物処理に必要なとおっしゃっていました。



続いて、許可証・委託契約書・マニフェストについて具体例を示して解説していただきました。先ほど学んだ産業廃棄物を、処分場に搬入する際は運搬業者に依頼する必要があります。その際、収集運搬業者を選択する必要がありますが、そこで重要になってくるのが許可証です。収集運搬を依頼したい廃品物の品目許可を持っている業者を探し、さらに廃棄物排出元県と処分先県の両県の収集運搬許可を持っているか確認しなくてはなりません。処理・処分業の許可証を見せてくれなかったり、回収した廃棄物が大量に保管されていたりする業者は注意する必要があるとご説明いただきました。だからこそ、犯罪に加担しないためにも直接現地を視察することが大切だとおっしゃっていました。

廃棄物に関する細かな法律や手順について学んだところで、最後に演習という形で実際にマニフェストを作成しました。かなり複雑なマニフェストでしたが、演習を通して書き方を身に着けることができました。感染防止対策のため、参加者の机を巡回することはできませんでしたが、スクリーンを利用して全員がついていけるよう、マニフェストの作成手順をご説明くださいました。

2 地域循環共生圏ローカルSDGs達成を目指す取り組み

一般財団法人 セブン-イレブン記念財団

事務局長 森永仁氏

午後からは「地域循環共生圏ローカルSDGs達成を目指す取り組み」と題し、セブン-イレブン記念財団が行ってきた様々な取り組みを紹介していただきました。今や世界の環境課題は数多く、日本政府も対応を急いでいる状況です。2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすることを目標に、様々な政策が進んでおり、この多様な課題に対応できない企業は、生き残れない時代だと森永氏はおっしゃっていました。

自然界には、雨が降って森に蓄えられ、川となって巡り、海に流れてまた水蒸気として雲を生むという水のサイクルがあります。その自然が生んだサイクルに合わせて活動することが大切だそうです。森林整備によって、グリーンカーボンとして炭素を吸収。生物多様性を保全することで、河畔林や湿原がまた炭素を吸収。さらに海を保全すれば、アマモをはじめとした海藻等の海洋生物によってブルーカーボンとして炭素を吸収。自然保護と脱炭素目標を同時解決することを目標にしているとのことでした。

セブン-イレブン記念財団では、1993年に20周年記念事業として、加盟店と本部が一体となって「環境」をテーマに社会貢献活動に取り組むことを目的に設立されたました。地域に根差した市民団体と協力し、企業だけでは難しい『産・官・学・民』共同で『未来世代につなぐ社会』を展開する思いを持ってスタートしました。

地域社会の持続可能な発展に寄与するための財団ですが、現在社会は様々な問題にあふれています。光害、環境汚染、地球温暖化の進行。それらに伴って、SDGsをはじめとしたさまざまな対策も取られています。

人類にとっての二大危機と呼ばれているのが、気候危機と生物多様性問題です。この大きな問題を解決する策として、地域循環共生圏があり、地産地消で人・もの・お金・思いを循環させ、強い地域づくりを行うことを目標としたもので、循環経済・脱炭素社会・分散型社会の実現を目指しています。

そこで、セブン-イレブン記念財団では、環境省、一般社団法人環境パートナーシップ会議と共に、環境保全及び共同取り組みに関する協力協定を2021年に締結しました。その目的は、日本全国における環境保全活動及び環境の保全に関する協働取組の推進を図り、地域における環境問題の解決に向けた取組及びSDGs達成に向けた取組の促進、並びに各地域社会の持続的な発展に寄与することだそうです。

そんな環境を保全するために、行っている取組の一つが「セブンの森」であり、茨城県でも2018年に茨城県と地域でホテルの再生活動を長年行っている「ホテルネットワークmito」、セブン-イレブン記念財団の間で三者協定が結ばれ、「茨城セブンの森」プロジェクトが開始されました。

